

生物多様性ひょうご戦略の改定(案)

改定の方針

1 生物多様性ひょうご戦略(H21.3策定)の理念、目標の継承

- ・平成21年3月策定の現行戦略の理念、目標は普遍的なものであるため、今回の改定においても継承
- ・現行戦略の期間は概ね10年(策定時から)としており、過去5年間の取組実績等を踏まえ、改定

理念

すべてのいのちが共生する兵庫をわたしたちの手で未来へ

目標

- 1 いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会
- 2 人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりとめぐみが循環・持続する社会
- 3 地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

2 生物多様性国家戦略を踏まえつつ、兵庫県環境基本計画における「自然共生」の具体化を図る戦略を策定

- ・COP10(H22愛知県開催)で採択された愛知目標の達成に向け、「生物多様性国家戦略2012-2020」(H24.9策定)を踏まえつつ、兵庫県環境基本計画における施策分野の一つである『「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～』を進めるため、「生物多様性の保全」、「野生動植物の保護・保全と共生」、「里地・里山・里海の保全と自然再生」など、様々な課題に、県民、事業者、民間団体、行政などの各主体が協働し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組むための戦略として策定

3 「生物多様性ひょうご戦略」の新たな行動計画、数値目標を設定

- ・平成21年3月の策定以降の生物多様性を巡る動向や社会経済情勢、環境問題の変化などに適切に対応
- ・行動計画、数値目標の評価を行い、今後のあり方、方向性などを整理し、新たな行動計画、数値目標を設定

参考

現行戦略(平成21年3月策定)の概要

1 戦略策定の趣旨

これまでの取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対応していくための総合的な指針となる戦略を策定

2 戦略策定の目的

県の施策を有機的に連携させ、総合的・体系的・計画的に推進

県民、事業者、民間団体、行政などが生物多様性の保全に取り組むよう方向付け

3 戦略の性格

上位計画である兵庫県環境基本計画における「生物多様性の保全」の具体化を図る戦略

生物多様性基本法第13条により策定する地域(県)戦略(努力義務)

市町の生物多様性に関する戦略の策定や実施において尊重されるべき基本指針であり、民間団体等の活動に際して尊重されるべき基本指針

4 戦略の期間

おおむね10年間(平成29年度まで)とし、原則として5年ごとに見直し

改定戦略の特徴

現行戦略の理念、目標の継承

環境審議会自然環境部会における審議において、現行戦略の理念、目標は普遍性があるとの意見から、改定戦略においても継承することとし、基本方針として定めた。

かけがえのない「生物多様性のめぐみ」の再認識

開発などの人間活動のみならず、地球温暖化など地球環境の変化(第4の危機)によって、生物多様性への影響が大きくなっていることから「生物多様性」や「生態系」からもたらされる「めぐみ」をあらためて認識し、整理した。

【例】生物多様性地域戦略(市町・公園レベル)の策定の促進、種ごとに順次改訂しているレッドリストについて、毎年度、専門家やNPO等のデータにより追加・修正・削除し、常に最新のものとして管理

「自然共生」の取組強化

動植物の多様性の保護・保全を進めるだけでなく、例えば、野生動物の適正捕獲の必要性を再認識するなど、自然を守りつつ、人と自然が共生し、野生動物の過度の食害により、失われた自然の回復・再生などに積極的に取り組む。

【例】野生動物の適正捕獲・保護管理の促進(シカ年間捕獲目標3.5万頭)

生物多様性を支えるNPO等と連携した取組の強化

あらゆる主体が協働し地域の特徴を活かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤とする視点から、貴重種保護や外来種駆除を対象に活動しているNPO等と連携して、種の状況を監視・調査するネットワークを構築し、体制を強化する。

【例】NPO等との連携促進(貴重種保護、外来種駆除等の活動をしている団体を“見守り隊”として登録、ネットワーク化など)、レッドリストの計画的な更新(更新に必要な地域情報等の収集を担う人材育成、ネットワークづくり)

愛知目標に向けた取組の明確化

「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)において採択された20の愛知目標の達成に向け、国家戦略の策定や国際的な仕組み等を除く、本県として取り組むべき15の目標を生物多様性ひょうご戦略の中に明確に位置付けた。

戦略の期間

平成42(2030)年頃を展望し、愛知目標の達成に向け、おおむね10年間(平成35年度まで)とし、原則として5年ごとに見直す。

生物多様性の保全



生物多様性ひょうご戦略改定(案) 概要

第1章 戦略策定にあたって

改定の主な内容

戦略策定の趣旨として、生物多様性条約の発効から、生物多様性条約締約国会議の協議概要、愛知県で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」や「生物多様性国家戦略2012-2020」を踏まえ、「戦略策定の趣旨」を見直した。

「戦略の理念と目標」を第1章(改定前:第5章)に移動し、本戦略の打ち出しを明確にした。また、「本戦略の担う役割」を新たに追記した。

1 戦略策定の趣旨

これまでの取組に対する評価を行い、今後のあり方、方向性等を整理したうえで、愛知目標も踏まえた平成25年度以降の行動計画として策定

2 戦略推進の役割分担【新規】

県、国、市町、県民等あらゆる主体が連携し、主体的に進めるため、共有できる基本指針とした

3 戦略策定の目的

- (1) 各種施策を有機的に連携させて、総合的・体系的に整理しかつ計画的に推進する
- (2) 行政、県民、事業者などが、自発的かつ積極的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むよう方向づける

4 戦略の性格

- (1) 「兵庫県環境基本計画」における「自然共生」の具体化を図る戦略
- (2) 「生物多様性基本法」により策定する地域(県)戦略(努力義務)
- (3) 生物多様性の保全と持続可能な利用に関して尊重されるべき基本指針であり、優先される行動指針

5 戦略の期間

平成42(2030)年頃を展望し、愛知目標の達成に向け、おおむね10年間(平成35年度まで)とし、原則として5年ごとに見直す。

6 戦略の理念と目標(現行戦略を継承)

(1) 理念

“すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ”

(2) 目標

いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会
人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会
地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

第2章 生物多様性を取りまく情勢

改定の主な内容

生物多様性について、3つのレベル(遺伝子・種・生態系)の多様性をわかりやすい内容に見直した。

いわゆる「生態系サービス」を、生物多様性がもたらす「めぐみ」として簡潔に整理した。

「地球環境の変化による危機」(第4の危機)が地球温暖化など生物多様性に深刻な影響を与えることを明示した。また、国内外の動向も情勢の変化に合わせて時点修正を行った。

1 生物多様性とは

「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」の3つのレベルでの多様性とした

2 生物多様性がもたらすめぐみ

きれいな空気や水など、安全で快適な生活を保障し、衣料・食料・住まいに必要な多くのめぐみ(生態系サービス)を受けている旨記述した

3 生物多様性の危機

- (1) 人間活動や開発による危機(開発や環境汚染など)
- (2) 人間活動の縮小による危機(人工林の放置、里山の荒廃など)
- (3) 人間により持ち込まれた生物による危機(アライグマなど外来生物による生態系の攪乱など)
- (4) 地球環境の変化による危機(地球温暖化、海洋酸性化など)

4 生物多様性に関する国内外の動向

生物多様性条約の締約と国家戦略策定、COP10(愛知県)の開催、国連生物多様性の10年(2011~2020年)を国連総会で決定、SATOYAMAイニシアティブの推進、生物多様性地域連携促進法の制定など着実に推進されている

第3章 ひょうごの生物多様性

改定の主な内容

兵庫県の自然環境については概要のみとし、改定前の内容は参考資料として整理した。

新たに「レッドデータブックから見た兵庫県の生物多様性の現状」として、レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物リスト)が生物多様性の保全のための基礎情報として重要な役割を担っていることから、動植物の種ごとの状況を記載した。

1 兵庫県の生物多様性

兵庫県の生物多様性を、中国山地を中心に形成された起伏に富んだ地形、中国山地から北の日本海型、山間部の内陸型、南の瀬戸内海型の多様な気候や本州で最も低い標高の中央分水界がもたらす生物間の交流など、その特徴的な自然環境を踏まえて概要を記述した

2 レッドデータブックから見た兵庫県の生物多様性の現状

2003年版レッドデータブックで選定した絶滅危惧種と2009年度より順次改訂しているレッドデータを比較し、その変異内容を示すなど現状を「見える化」した

第4章 県内の生物多様性保全・再生の取組

改定の主な内容

各主体の生物多様性を保全・再生する取組を記述した（時点修正）
NPO等団体の取組について、本戦略に基づき選定した「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」の団体の取組を紹介した。
新たに活動団体や企業の生物多様性に対する取組状況を地図化した。

1 生物多様性を保全・再生する取組

(1) 県の取組

保全・創造のための条例等の整備、「兵庫ビオトーププラン」策定・推進、自然環境に配慮した事業の展開（森林、河川・湿原、沿岸・海洋、ため池・田園・里地、都市地域）として県の施策等をまとめ、具体例をトピックスとして記載した

(2) 市町の取組

県下市町の「生物多様性地域戦略」の策定状況を紹介、県下市町の生物多様性の保全・再生の取組をまとめた

(3) NPO等団体の取組

県内の活動団体及び 森、里、川、都市、海の各活動域の「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」の代表的な取組を紹介。また、公園など身近な地域レベルの生物多様性地域戦略を紹介する

(4) 企業の取組

「企業は地域が育てる」「地域とともに歩む企業」との認識のもと、その社会的責任（CSR）の一環として、生物多様性の保全に貢献する企業の活動例を記載し、さらなる活動の普及を促進する

第5章 行動計画の実施状況と新たな行動計画

改定の主な内容

平成20年度に策定した現行戦略における行動計画の実施状況をまとめ、それぞれ項目ごとに評価を行い、さらに課題を整理した。
行動計画の課題整理によって、今後、新たに取組むべき行動計画を整理し、具体の施策としてまとめた。
県の行動計画が愛知目標にどう対応しているか整理し、県の行動計画の愛知目標達成に向けての貢献度を明確化した。

1 各主体の役割

あらゆる主体が協働し地域の特徴を活かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤とする視点から、各主体（行政、NPO等活動団体、企業、農林水産業、県民）の役割を整理した

2 行動計画実施状況

戦略策定後の行動計画の実施状況とその評価と課題を整理し、新たな行動計画策定に反映した

(1) すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

生物多様性配慮指針の作成（自然改変を伴う事業実施の際の工法等の手引書）

新たなレッドデータブックの策定（16分野のレッドデータブックを順次改訂）

外来生物対策の推進（ブラックリスト作成、防除指針の一部改正）

生物多様性アドバイザーの設置（公共工事をはじめ自然環境の保全などのあらゆる事業で活用）

(2) 参画と協働による生物多様性保全活動の推進

NPO等の活動支援（活動発表会・交流会の開催）

生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発（HP、環境学習等の場を活用）

企業のCSR活動等への支援（森づくり活動協定締結等）

(3) 人の営みと生物多様性の調和の推進

生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進（環境創造型農業など生物多様性の持続可能な農法の推進）

野生動物の捕獲・保護管理の推進（特定鳥獣保護管理計画による適正捕獲・被害防除・生息地管理の実施）

防災機能と生物多様性との調和の推進（災害に強い森づくり等の実施）

地球温暖化への対応（温室効果ガス排出削減と低炭素社会の実現等の取組推進）

(4) 行動計画を支える基盤整備

生物多様性支援拠点の整備・充実（人と自然の博物館を支援拠点とし、情報収集・発信、生物多様性アドバイザー制度の実施）

生物多様性保全のための予防的措置の充実（人と自然の博物館のジーンバンク機能の維持・拡充）

生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用（山陰海岸ジオパーク認定及び円山川下流域・周辺水田ラムサール条約湿地登録等）

3 新たな行動計画（平成25年～）

(1) すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

生物多様性地域戦略策定の推進

市町及び公園や小中学校域レベルでの生物多様性地域戦略の策定を働きかける

大学等の研究者、活動団体等のネットワーク活用

レッドリスト、ブラックリスト等更新に必要な地域情報等の収集を担う、環境学習を通じた人材育成、大学等の研究者、NPO等との連携などのネットワークづくり、市町等のレッドリストの情報収集等に努める

レッドリストの計画的な更新

生物の生息・成育状況は、環境の変化によって刻々と変化している。このため、レッドリスト、ブラックリスト(要注意外来生物リスト)等既存のデータを、モニタリング調査等に基づき常に最新のものに管理する。

生物多様性アドバイザーの活用推進

生物多様性地域戦略づくりを専門的見地から支援するなど、効果的な活用の仕組みを確立する

(2) 参画と協働による生物多様性保全活動の推進

NPO等との連携と協働

「支援」から「連携と協働」の視点で、NPO等の課題解決に向け地域住民や企業等との連携と協働を図れる機会を設ける

NPO等、企業への活動支援の促進

NPOや企業等の意識醸成を図るため、活動状況等をホームページ等でPRするほか、貴重種の保護や外来種の駆除を対象に活動している団体を「見守り隊」として登録し、活動支援を促進する

県民等への啓発

教育機関との連携を図り、さらに生物多様性への興味や理解を育む

企業活動促進のためのPRの推進

生物多様性への関心を高め、企業参画の可能性を広げるため、啓発を実施するほか、工場敷地内等での希少種受入にかかる生息域外保全協定制度を検討する

(3) 人の営みと生物多様性の調和の推進

生物多様性に配慮した農林水産業の振興

生産性との調和に留意しつつ、「水質の保全」「大気の保全」「土壌の保全」等の環境保全機能に、「生物多様性の保全」への貢献を新たな視点として加え、環境創造型農業など官民一体となった取組を進める

野生動物の適正捕獲・保護管理等の推進

生態系をかく乱するほどに増加したシカなど野生動物の適正捕獲を継続する一方、絶滅が危惧されるツキノワグマなど野生動物の保護管理を合わせて進める

また、アライグマ、ヌートリアなど特定外来生物による農業被害や生態系被害も深刻化しているため、これらの野生動物の捕獲も推進する

防災機能と生物多様性との調和の推進

森林、水田やため池などの生物多様性が保全された状況が、防災・減災機能を発揮するという観点から、災害に強い森づくりや農村づくりの実施等、生物多様性と調和した防災事業等を推進する

(4) 行動計画を支える基盤整備

行動計画を支える基盤の充実

生物多様性にかかる情報発信を通じ、生物多様性の浸透を図るとともに、広報媒体のみならず、自然観察会などの環境学習の場においても浸透を図る

生物多様性保全のための予防的措置の充実

生物多様性重点対策種の指定や、環境影響評価の推進に取り組みを継続する

生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用による地域振興の促進

生物多様性に係る重要地域保全の GIAHS (世界重要農業遺産) や MAB (人間と生物圏計画) など国際的な仕組みの活用など、重要地域がエコツーリズム等にもつながる取組となるよう支援する

(5) 県の行動計画と愛知目標

愛知目標

愛知目標と県の行動計画の対応

愛知目標の中で、国家戦略の策定や国際的な仕組み等を除く、県レベルで取り組むことができる 15 の目標を明らかにし、県の行動計画と対照しながら取り組む

第6章 戦略の効果的推進

改定の主な内容

市町との連携において、市町版生物多様性地域戦略の策定が県内全市町で策定されるよう協力することを明記した。

行動計画の行程表・数値目標及び点検評価項目の時点見直しを行った。

1 戦略の推進

NPO等の民間活動団体、事業者、県民などの様々な主体と情報を共有し、参画と協働により連携して取り組むことが重要である旨を記載した

(1) 市内の連携

市内関係部局で構成する推進組織を設置し、戦略で定めた行動計画の着実な推進を図る

(2) 市町との連携

市町版生物多様性戦略策定が、県内全市町において実施されるよう協力する

(3) NPO等の民間活動団体との連携と協働

生物多様性支援拠点を中心にネットワークを広げることで、活動の一層の促進を図る

(4) 企業等の事業者との連携

企業のCSR活動等の情報を広く県民や他の事業者に発信して企業の取組を普及することで、多くの企業が生物多様性に関心を持ち、活動を促す

(5) 国、近隣府県等との連携

国家戦略との連携を図るとともに、近隣府県とも積極的に連携・協力する

2 行動計画の行程表・数値目標及び点検評価

目標とする社会の実現に向け、これまでの行動計画の継続に加え、新たな取組を拡充し、また、愛知目標を踏まえた行動計画の行程と数値目標を見直し設定した